

# 施設整備基準チェックリスト

※このチェックリストは内容を簡略化しています。必ず、条例の本文を参照してください。

施設	チェック項目	適合状況	☆適用
1 廊下等	(1)表面は滑りにくい仕上げであるか		
2 階段	(1)手すりを設けているか	○	
	(2)表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(3)段は識別しやすいものか		
	(4)段はつまづきにくいものか		
	(5)段のある部分の上端に点状ブロック等の敷設※1		
	(6)主な階段を回り階段としていないか		
3 傾斜路	(1)手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)		
	(2)表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(3)前後の廊下等と識別しやすいものか		
	(4)傾斜路部分の上端に点状ブロック等の敷設※1※2		
4 便所	(1)床の表面は滑りにくい仕上げであるか		
	ア 車いす使用者用便房を設けているか(1以上) (男女の区別がある場合はそれぞれの便所内に設けること)		
	(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか		
	(イ) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
	(ウ) 出入口の幅は80cm以上であるか		
	(エ) 出入口の戸は引き戸(構造上やむを得ない場合は外開き戸)であるか		
	イ 車いす使用者便房の標識を掲示しているか		
	(2)不特定多数の者が利用する便所を設ける場合 (1以上) (男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)		
	ア ベビーチェア等を設けているか		
	イ ベビーチェア等を設けている標識を掲示しているか		
	(3)男子用小便器を設けた場合、手すりを設けているか (1以上)		
	(4)和式便器を設けた場合、手すりを設けているか (1以上) (男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)		
	(5)腰掛け便座を設けた場合手すりを設けているか (1以上) (男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)		
	(6)洗面器又は手洗器を設ける場合、レバー式水栓等を設けているか(1以上) (男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)		
(7)不特定多数、又は主として視覚障害者が利用する便所で和式便器、男子用小便器及び洗面器等を設ける場合は、点状ブロック等を敷設しているか (1以上) (男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)※1			
(8)(1)アの規定によることが困難な場合は、便所のうち1以上(男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)に、腰掛便座及び手すりを設けているか			
5 浴室等	(1)表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(2)浴室は次に掲げるものでなければならない (男女の区別がある場合はそれぞれ1以上)		
	ア 浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか		
	イ 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか		
	ウ (ア)出入口の幅は、80cm以上あるか (イ)戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がないか		
6 敷地内の通路	(1)床の表面は滑りにくい仕上げであるか		
	(2)段を設ける場合 (建物外の階段)		
	ア 手すりを設けているか		
	イ 段は識別しやすいものか		
	ウ 段はつまづきにくいものか		
	(3)傾斜路を設ける場合 (建物外の傾斜路)		
ア 手すりを設けているか (勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除)			
イ 前後の通路と識別しやすいものか			
7 駐車場	(1)駐車場を設ける場合、車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上)		
	(2)次の区分に応じ、機械式駐車場以外の駐車台数を上限として、車いす使用者用駐車施設を設けること		
	ア 50台以上200台以下の場合、50で除して得た台数以上		
	イ 200台を超える場合、100で除して得た台数に2を加えた台数以上		
	(3)ア 幅は350cm以上であるか イ 表示をしているか ウ 利用居室までの経路が短い位置に設けられているか		
8 道等から居室までの経路等を構成する施設	(1)道等～居室、居室～車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車場の経路は(2)～(11)による		
	(2)当該経路を構成する出入口		
	ア 幅は80cm以上であるか		
	イ 主要な玄関を直接地上へ通じる出入口に設けているか		
	ウ イの幅は85cm以上であるか		
	エ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか		
	(3)当該経路を構成する廊下等		
	・1の項(廊下等)の規定に適合しているか		
	ア 幅は120cm以上であるか		
	イ 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		
ウ 床面に段差がある場合、(4)の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する昇降機を設けているか			
エ 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか			

施設	チェック項目	適合状況	☆適用
8 道等から居室までの経路等を構成する施設	(4)当該経路を構成する傾斜路（建物内の傾斜路）		
	・3の項（傾斜路）の規定に適合しているか		
	ア 幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか		
	イ 勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか		
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
	エ 手すりを設けているか		
	オ 両側に側壁又は立ち上がり部をもうけているか		
	カ 始点及び終点に平たんな部分を設けているか		
	(5)当該経路を構成する昇降機及び乗降ロープ		
	ア かごは必要階（利用居室又は車いす使用者便房・駐車施設のある階、地上階）に停止するか		
	イ かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか		
	ウ かごの奥行きは、135cm以上であるか（やむを得ない場合は115cm以上）		
	エ かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか		
	オ かごの左右両側に手すりを設けているか		
	カ かご及び昇降路の出入口に、利用者を感じし、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けているか		
	キ 乗降ロープは水平で、150cm角以上であるか		
	ク 乗降ロープに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか		
	ケ かご内に鏡を設けているか		
	コ かご内に車いす使用者が利用しやすい外部と通話できる装置を設けているか		
	サ かご内及び乗降ロープに、車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか		
	シ かご内及び乗降ロープの車いす利用者が利用しやすい位置に、戸を開く時間を延長することができる制御装置を設けているか		
	ス かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか		
	セ かご内又は乗降ロープに、到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか		
	ソ かご内及び乗降ロープに設ける車いす使用者が利用しやすい通話装置、制御装置には視覚障害者が利用しやすいように点字表示等を設けているか		
	タ 乗降ロープには、制御盤の前に点状ブロック等を敷設しているか		
	チ 不特定多数又は主として高齢者、身体障害者等が利用する2,000㎡以上の建築物に設けるものの場合		
	(ア)かごの床面積は1.83㎡以上であるか		
	(イ)かごは車いすが転回できる形状か		
	(6)特殊な構造又は使用形態の昇降機は、令第18条第2項第6号に規定する構造を設けているか		
	(7)当該経路には(5)(チを除く)又は令第18条第2項第6号に定める構造の昇降機を設置しているか		
	(8)当該経路を構成する敷地内通路		
	・6の項（敷地内の通路）の規定に適合しているか		
	ア 幅は120cm以上であるか		
	イ 区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか		
	ウ 傾斜路を設ける場合（建物外の傾斜路）		
	(ア)幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか		
	(イ)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか		
	(ウ)高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか		
	(エ)手すりを設けているか		
	(オ)両側に側壁又は立ち上がり部をもうけているか		
(カ)始点及び終点に平たんな部分を設けているか			
エ 高低差がある場合、ウに定める傾斜路又は第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設けているか			
(9)(2)の規定によることが困難な場合には、建築物の主要な出入口の幅は、80cm以上としているか			
(10)(3)の規定によることが困難な場合には、当該経路を構成する廊下等は、次に定めるものとしているか			
・1の項（廊下等）の規定に適合しているか			
ア 幅は、90cm以上であるか			
イ 床面に段差がある場合には、(4)に定める構造の傾斜路、令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機、手すり又は仮設傾斜路を設けているか			
(11)(8)の規定によることが困難な場合には、当該経路を構成する敷地内の通路は、次に掲げるものとしているか			
・6の項（敷地内の通路）の規定に適合しているか			
ア 幅は、90cm以上であるか			
イ 傾斜路を設ける場合（建物外の傾斜路）			
(ア)勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか			
(イ)手すりを設けているか			
ウ 高低差がある場合には、イに定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設けているか			

施設	チェック項目	適合状況	☆適用
9 道等から 主要な 出口まで の経路等 を構成す る施設	(1)ア 線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) イ (ア)車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか (イ)段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか		
	(2)(1)の規定によることが困難な場合で、かつ、道等から建築物内に常時勤務する者に連絡することができる設備まで容易に到達することができるか。又は常時勤務する者が道等から主たる出入口までの経路を容易に視認することができる場合は(1)(イ)(イ)を除く)の規定は適用しない		
10 客 席	(1)客席を設ける場合には、車いす使用者が利用することができる区画を、客席数を200で除して得た数(1未満の端数があるときはこれを切り上げた数とし、当該数が2未満の場合にあつては2、10を超える場合にあつては10)以上設けているか		
	(2)車いす使用者が利用することができる区画は、次に掲げるものであるか		
	ア 床は、水平であるか		
	イ 幅は、85cm以上であるか		
	ウ 奥行きは、120cm以上であるか		
	エ 居室の出入口に通じる通路の幅は、120cm以上であるか オ エの通路に段差がある場合には、8の項(4)に定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設けているか		
11 ベビーベ ッド	(1)ベビーベッドその他乳幼児のおむつを取り替えることができる設備を1以上設けているか		
	(2)便所内に(1)の設備を設ける場合には、当該便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示しているか		

◎整備が困難な理由・整備基準に代わる措置

整備項目 番号	整備基準による整備が困難な理由	整備基準に代わる措置

備考

- 「適合状況」の欄には、次により記載してください。
  - ・整備基準に適合している場合……………○
  - ・整備基準に適合していない場合……………×
  - ・整備基準が該当しない場合……………/
- ☆印の欄には、記載しないでください。
- 「適合状況」の欄に、×を記載した場合は「◎整備が困難な理由・整備基準に代わる措置」欄に必ず記載してください。

※1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する場合

- ※2 令第13条第4号ただし書で定める以下のいずれかの場合を除く
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
  - ・傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合

施設	チェック項目	適合状況	※適用
1 階段	(1) 幅は、140cm以上であるか		
	(2) けあげ16cm以下、踏み面30cm以上であるか		
	(3) 両側(幅が3m以上の場合は中間も)に手すりを設けているか		
	(4) 段の上下ともに点状ブロック等を敷設しているか		
	(5) 点字により手すりに階数等を表示しているか		
2 傾斜路	両側に手すりを設けているか		
3 エスカレーター	(1) 点状ブロック等を設けているか		
	(2) くし板の端部と踏み段との色の明度の差が大きいか		
	(3) 踏み段の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいか		
4 便所	(1) 各階に、車いす使用者用便房を設けているか(出入口幅85cm以上、操作が容易な洗浄装置、呼出しボタン、円滑に利用可能な構造の洗面器)		
	(2) (10,000㎡以上) オストメイト用設備、大人用ベッドを設け、標識を掲示しているか		
	(3) 各階にベビーチェアを設け、標識を設置しているか		
	(4) 男児用小便器を設けているか		
	(5) 子供用便座を設けているか		
	(6) 各階に男子床置き式小便器(手すり付)を設けているか		
	(7) 和式便器を設ける場合、各階に1以上手すりを設けているか		
	(8) 腰掛け便座を設ける場合、各階に1以上手すりを設けているか		
	(9) 洗面器等を設ける場合、各階に1以上手すり、レバー式水栓等を設けているか		
	(10) 荷物用の棚、かぎその他の設備を設けているか		
	(11) 通路の幅は、85センチメートル以上か		
	(12) 点状ブロック等を敷設した和式便器、男子用小便器、洗面器を1以上設けているか		
	(13) 触知図を設けその前の床には、点状ブロック等を敷設しているか		
	(14) 向かって左側を女子用便所としているか		
5 浴室等	(1) 条例別表2による浴室等を設けているか		
	(2) 出入口幅85cm以上、段差はないか。浴槽に階段等を設けているか		
6 客室	車いす使用者用客室を設けているか(室数)		
7 駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設けているか		
8 道等から居室までの経路等を構成する施設	(1) 出入口の幅は85cm以上か。主要な出入口の幅は90cm以上とし、前後に150cm以上の空間、外側にひさしを設けているか		
	(2) 廊下は、幅180cm以上とし、すみ切り、両側手すりを設けているか		
	(3) 傾斜路は、幅150cm以上、勾配1/15未満、適切な踊り場があるか		
	(4) 昇降機にガラス窓、かご内の制御装置(左右)を設けているか		
	(5) (10,000㎡以上) 昇降機を2機以上設けているか		
	(6) 敷地内通路は、幅180cm以上、適切な傾斜路、道路段差解消、細目溝蓋、歩車分離		
9 案内設備	(1) 案内表示は、弱視者、高齢者等に配慮したものであるか		
	(2) (5,000㎡以上) 触知図案内設備を設けているか		
10 避難設備等	(1) 視覚障害者、聴覚障害者対応の避難誘導設備を設けているか		
	(2) 車いす使用者が避難可能な防火戸か		
11 公衆電話	(1) 車いす使用者、視覚障害者及び聴覚障害者が利用できる公衆電話を設けているか		
	(2) 公衆用ファクシミリを設けているか		
12 客席	(1) (客席100席以上) 2以上の車いす使用者区画を設けているか		
	(2) 車いす使用者区画は、幅90cm奥行き150cm通路幅130cm以上か		
	(3) 聴覚障害者用の集団補聴装置を設けているか		
13 カウンター	(1) 車いす使用者が円滑に利用することができる構造か		
	(2) カウンターの前の床には、点状ブロック等を敷設しているか		
	(3) (5,000㎡以上) 視覚障害者、聴覚障害者対応となっているか		
14 現金自動支払機	(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるか		
	(2) 視覚障害者が円滑に利用することができるか		
15 ベビーベッド	(1) ベビーベッドを設け、標識を掲示しているか		
	(2) (5,000㎡以上) 授乳室を設け、標識を設置しているか		

備考

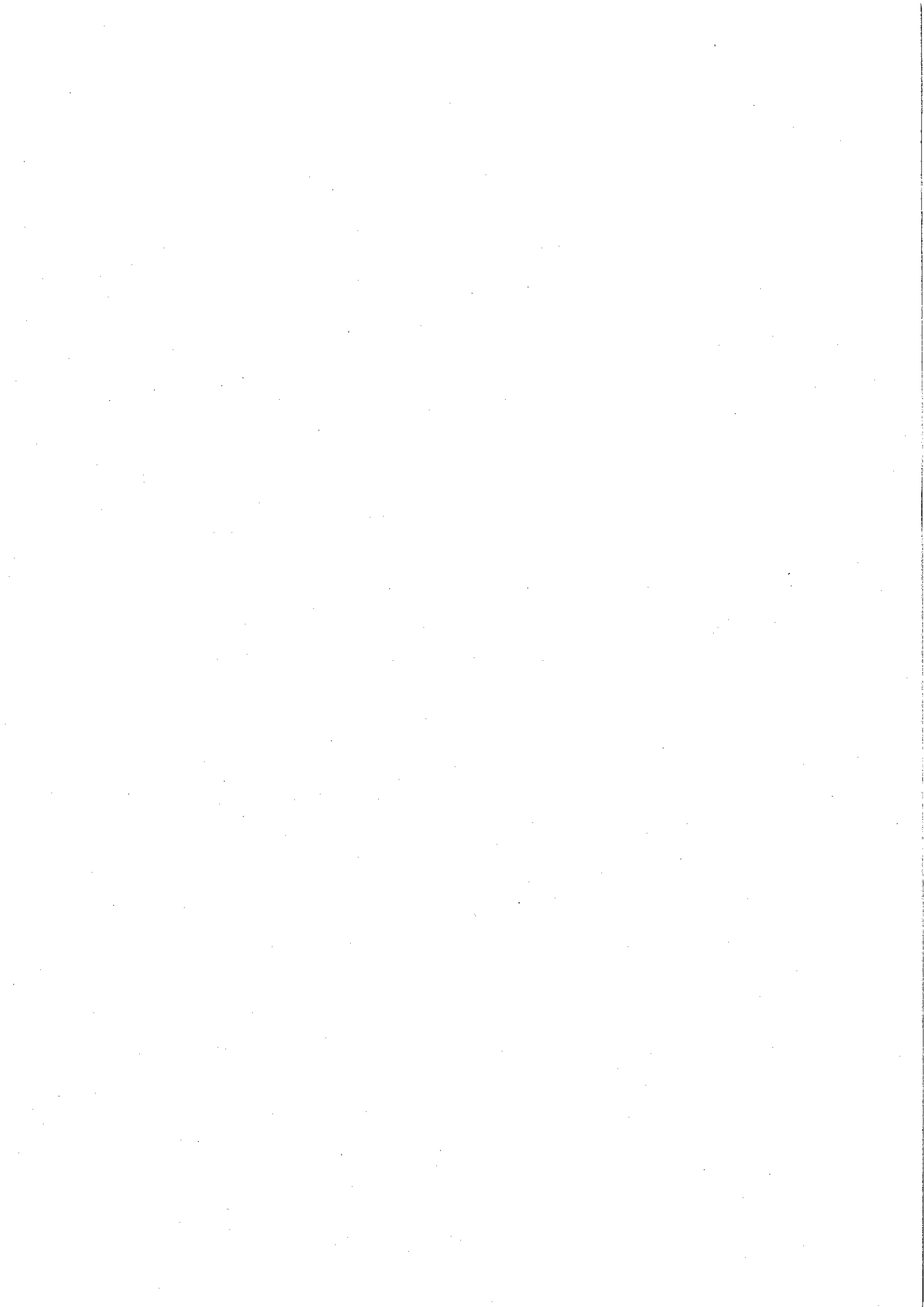
- 「適合状況」の欄には、次により記載してください。
  - ・基準に適合している場合……………○
  - ・基準に適合していない場合……………×
  - ・基準が該当しない場合……………/
- ※印の欄には、記載しないでください。

対象建築物一覧表

項目	用途		対象建築物 (注1)	
				バリアフリー法 基準適合義務あり (注2)
1	盲学校, 聾学校, 特別支援学校 (養護学校)		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
2	学校 (1を除く。)		全て	2,000 m <sup>2</sup> 以上
3	病院, 診療所		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
4	劇場, 観覧場, 映画館, 演芸場		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
5	集会場, 公会堂		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
6	自治会館等		全て	
7	展示場		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
8	卸売市場		全て	
9	コンビニエンスストア, ドラッグストア, スーパーマーケット		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
10	物品販売業を営む店舗 (9を除く。)	薬局	全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
		薬局以外	200 m <sup>2</sup> 以上	
11	ホテル, 旅館		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
12	官公署	不特定多数のものが利用するもの	全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
		上記を除くもの	全て	3,000 m <sup>2</sup> 以上
13	事務所 (12を除く。)		2,000 m <sup>2</sup> 以上	3,000 m <sup>2</sup> 以上
14	共同住宅, 寄宿舎		2,000 m <sup>2</sup> 以上 又は50戸以上	3,000 m <sup>2</sup> 以上
15	老人ホーム, 身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者, 身体障害者等が利用するものに限る。)		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
16	保育所, 身体障害者福祉ホームその他これに類するもの (15を除く。)		全て	2,000 m <sup>2</sup> 以上
17	老人福祉センターその他これに類するもの		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
18	児童厚生施設その他これに類するもの		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
19	身体障害者福祉センターその他これに類するもの		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
20	体育館, 水泳場, ボーリング場, その他これらに類する運動施設	一般公共の用に供するもの (注3)	全て	2,000 m <sup>2</sup> 以上
		上記を除くもの	全て	
21	遊技場		全て	2,000 m <sup>2</sup> 以上
22	博物館, 美術館, 図書館		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
23	遊園地, 動物園, 植物園, その他これらに類するもの		(注4)	
24	公衆浴場		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
25	飲食店, キャバレー, 料理店, ダンス ホールその他これらに類するもの	飲食店	200 m <sup>2</sup> 以上	1,000 m <sup>2</sup> 以上
		上記を除くもの	200 m <sup>2</sup> 以上	
26	郵便局, 銀行その他の金融機関, 電気, ガス事業者の店舗		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
27	理髪店その他これに類するもの		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
28	クリーニング取次店, 質屋, 貸衣装屋その他これらに類する店舗		200 m <sup>2</sup> 以上	1,000 m <sup>2</sup> 以上
29	自動車教習所, 学習塾, 華道教室, 囲 碁教室その他これらに類するもの	自動車教習所, 学習塾	500 m <sup>2</sup> 以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
		上記を除くもの	500 m <sup>2</sup> 以上	
30	工場		3,000 m <sup>2</sup> 以上	
31	車両の停車場等を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に 供するもの (鉄道駅舎を除く。)		全て	1,000 m <sup>2</sup> 以上
32	自動車停留又は駐車のための施設 (一般公共の用のものに限る。)		50台以上	2,000 m <sup>2</sup> 以上
33	公衆便所		全て	50m <sup>2</sup> 以上
34	神社, 寺院又は教会その他これらに類するもの		500 m <sup>2</sup> 以上	
35	火葬場		全て	
36	地下街		(注4)	

※ 表中の面積は, 当該用途に供する部分の床面積の合計とする。

(注釈は, 次頁にあります。)



協 議 申 請 書  
 変 更 協 議

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名、記号印又は署名) 電話 ー ⑧

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第3条第1項の規定により  協議  変更協議 を申請します。

代 理 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー

設 計 者	住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)
	氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 ー

敷 地	地 名 地 番	京都市 区
	面 積	平方メートル

対象建築物等の概要	主 な 用 途	
	条例の適用を受ける部分の用途	
	工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途の変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の様様替え <input type="checkbox"/> その他 ( )
	階 数	地上 階 地下 階
	用 途 面 積	平方メートル

工事着手予定年月日	年 月 日
工事完了予定年月日	年 月 日

※ 受 付 欄	※ 協 議 書 欄
第 年 月 日 号	第 年 月 日 号

注1 該当する口には、レ印を記入してください。  
 2 「用途面積」とは、京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例第2条第2項第7号に規定する用途面積をいいます。  
 3. ※印の欄は、記入しないでください。

別表第2（第4条関係）

1 条例第2条第2項第1号エに掲げる施設以外の対象建築物等

図 書	明 示 す べ き 事 項	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地が接する道等の位置、対象建築物等及びその出入口の位置、敷地内の通路の位置及び幅（当該通路が段又は傾斜路若しくはその踊り場を有する場合にあっては、それらの位置及び幅を含む。）、敷地内の通路に設けられる手すり並びに点状ブロック等及び線状ブロック等の位置、敷地内の車路及び車寄せの位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、案内設備の位置並びにその他バリアフリーの促進のために設ける設備の位置	
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、床の高低、対象建築物等の出入口及び各室の出入口の位置及び幅、出入口に設けられる戸の開閉の方法、廊下等の位置及び幅、廊下等に設けられる点状ブロック等及び線状ブロック等の位置、階段の位置、幅及び形状（当該階段が踊り場を有する場合にあっては、踊り場の位置及び幅を含む。）、階段に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、傾斜路の位置及び幅（当該傾斜路が踊り場を有する場合にあっては、踊り場の位置及び幅を含む。）、傾斜路に設けられる手すり及び点状ブロック等の位置、昇降機の位置、車いす使用者用便房がある便所、腰掛け便座及び手すりの設けられた便房（車いす使用者用便房を除く。）がある便所、床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所及びこれら以外の便所の位置、条例第20条第2項又は別表2 5の項第2号の規定に適合する浴室等の位置、車いす使用者用客室（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令第15条第1項に規定する車いす使用者用客室をいう。以下同じ。）の位置、車いす使用者用駐車施設の位置及び幅、案内設備、避難設備等、公衆電話等、客席、受付又は呼出しのためのカウンター、現金自動預払機等及びベビーベッド等の位置並びにその他バリアフリーの促進のために設ける設備の位置	
断 面 図	縮尺、土地の高低、床の高さ並びに階段及び傾斜路の形状及び寸法	
構造詳細図	昇 降 機	縮尺、かご、昇降路及び乗降ロビーの構造（かご内に設けられるかごの停止する予定の階を表示する装置、かごの現在位置を表示する装置及び乗降ロビーに設けられる到着するかごの昇降方向を表示する装置の位置並びにかご内及び乗降ロビーに設けられる制御装置の位置及び構造を含む。）
	便 所	縮尺、車いす使用者用便房のある便所の構造並びに車いす使用者用便房並びに腰掛け便座及び手すりを設けた便房（車いす使用者用便房を除く。）の構造

2 条例第2条第2項第1号エに掲げる施設

図 書	明 示 す べ き 事 項	
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物	
配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、土地の高低、敷地が接する道等の位置並びに旅客施設（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第5号項に規定する旅客施設をいう。以下同じ。）及び公共用通路（公共交通移動等円滑化基準第4条第1項に規定する公共用通路をいう。以下同じ。）の出入口、通路、階段及び傾斜路の位置及び幅	
各階平面図	縮尺、方位、床の高さ、旅客施設及び公共用通路の出入口、通路、階段、傾斜路、昇降機及び便所の位置及び寸法、乗車券等販売所、待合所及び案内所の位置、改札口及びプラットホームその他の乗降場の位置及び寸法、ベビーベッド等の位置並びにその他バリアフリーの促進のために設ける設備の位置	